

## 日本臨床発達心理士会長野支部規約 (2019. 4. 13 改定)

### 第1条 (名称)

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会長野支部と称する。

### 第2条 (事務局)

本会は、事務局を長野県上田市下之郷 658-1 長野大学 高木潤野研究室内に置く。

### 第3条 (目的)

本会は、臨床発達心理士の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 「ニューズレター」の発行
- ② 研修会・研究会等の開催
- ③ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

### 第5条 (会員)

本会の会員は、日本臨床発達心理士会に属する臨床発達心理士であり、おもに職場または住居を長野県内に有する者とする。

### 第6条 (入会)

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

### 第7条 (退会)

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を抹消した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

### 第8条 (事業や活動への参加)

会員は、本会が主催する事業および活動に参加することができる。

## 第9条（総会）

総会は、支部会会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。定期総会は年1回開催する。

- 2 総会の成立は、支部会会員の過半数の出席をもって成立とする。
- 3 定期総会には次の議題を提出しなければならない。
  - ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
  - ② 事業の収支決算及び収支予算の報告

## 第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

- 支部長（1名）
- 副支部長（2名）
- 幹事（1名）
- 事務局長（1名）
- 会計理事（1名）
- 支部理事（数名程度）

- 2 支部長は本会を代表し会務を執行する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時に会務を執行する。
- 4 幹事は他の役員との兼務を妨げない。
- 5 幹事は日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。
- 6 役員の任期は、日本臨床発達心理士会本部役員の任期と年度を合わせ、任期が始まる年度の支部総会の翌日から、2年後の総会当日までとする。なお任期満了前に役員の欠員が出たときは、補欠の役員をおくことができる。補欠の役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 役員の再任は妨げない。ただし、同一の役職を連続して3期はできない。
- 8 役員の選出方法は、別に定める選出規定による。役員の決定は、総会の承認を受けるものとする。

## 第11条（規約の変更）

本規約の変更は、支部総会に出席した会員の3分の2以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

施行期日 2013年4月1日より施行する。

改定

2014年4月1日 第8条、第10条、第12条、第13条改定

2015年3月28日 第10条改定

2019年4月13日 第5条、第10条改定